

令和6年4月26日

全鍍連第37号

お取引先様 各位

めっき製品に係る労務費、経費等の適切な転嫁のお願い

全国鍍金工業組合連合会

会長 神谷 篤

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

また、平素より弊連合会組合員に対しまして格別のお引き立てを賜り誠にありがとうございます。心より厚く御礼申し上げます。

近年のロシアのウクライナ侵攻や新型コロナウイルスといった世界の混乱が続く中、中小企業からなる弊連合会にとっては、組合員各社の懸命な経営努力をもってしても如何ともし難い経営環境に直面しているところでございます。

既に、公正取引委員会、経済産業省からは、原油・原材料価格高騰等の中小企業支援策として、価格転嫁等の諸課題に関する各種要請が行われているところでございます。

今般、中小企業の賃金引き上げに関連し、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（以下、「指針」という。）が令和5年12月に公正取引委員会より発表されました。その後、令和6年2月には経済産業大臣名で、価格交渉推進月間の一環としても、下記のとおり、発注企業、受注企業に対する同指針の周知、積極的な活用が徹底されるよう依頼されているところでございます。

添付資料の公的データがお示しするように、最低賃金（厚生労働省）やめっき業に関連する金属・薬剤等（日銀国内企業物価指数）が高騰しておりますが、めっき製品に係る労務費、経費等の適切な転嫁は我々業界にとっての死活問題となっております。

お取引先の皆様におかれましては、弊連合会組合員企業各社の直面している窮状を何卒ご理解いただき、今後とも継続して安定しためっき製品の供給が維持できますよう、ご理解を賜りますよう謹んでお願い申し上げます。

敬具

記

1. 価格交渉及び価格転嫁への積極的な対応

発注企業におかれては、下請中小企業振興法に基づく「振興基準」に則り、受注側中小企業からの価格交渉の申し出には遅滞なく応じ、価格転嫁に積極的に対応する等、サプライチェーン全体の競争力向上や、共存共栄の関係の構築に向けて、適切に対応すること。
受注側中小企業におかれては、発注企業に対し、積極的に価格交渉を申し出るとともに、「下請かけこみ寺」や、よろず支援拠点「価格転嫁サポート窓口」といった相談窓口を活用すること。

2. 労務費に関する「指針」の周知、及び積極的な活用

労務費に関する「指針」に内容について、価格交渉の場において積極的に活用すること。
具体的には、

(1) 発注企業におかれては、「指針」に基づいて、受注側中小企業の労務費の上昇分について取引価格の転嫁を受け入れる取組方針を具体的に経営トップまで上げて決定する等、受注側中小企業との価格交渉に応じるとともに、当該受注側中小企業に対して、さらにその受注企業に対しても、価格交渉・価格転嫁を行うよう促すこと。

例えば、価格転嫁の交渉の場において、直接の取引先である受注者の労務費だけでなく、サプライチェーンのその先の取引先の労務費も、受注者からの要請額の妥当性の判断に反映させることが求められる。

(2) 受注側中小企業におかれては、「指針」を価格交渉の材料として活用すること。

(以上、「指針」及び『(周知依頼) 2024年3月「価格交渉促進月間」の実施について』より抜粋)

なお、「指針」では、受注者側として労務費転嫁のための価格交渉において使用する労務費の上昇傾向を示す根拠について、最低賃金や消費者物価指数等の公表資料に基づく旨明記されております。

<添付資料一覧>

- ① 電気めっき業に関する主要原材料費等の高騰状況
- ② 発注者の皆様へ、受注者（めっき組合員企業）の皆様へ
- ③ 価格転嫁促進のお願い「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（取引流通課）

<参考資料一覧>

- ・ 労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針
<https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/romuhitenka.html>
- ・ (周知依頼) 2024年3月「価格交渉促進月間」の実施について
<https://zentoren.or.jp/download/20240227oshirase.pdf>

以上